

平成21年3月24日

高知県監査委員	樋口	秀洋
同	黒岩	直良
同	坂本	千代
同	奴田原	訂

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人 「略」

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

高知県知事（以下「知事」という。）は、財団法人高知県文化財団（以下「文化財団」という。）が高知県立埋蔵文化財センター（以下「文化財センター」という。）に係る解雇予告手当金292万9,643円を支払うため、高知県（以下「県」という。）から支出された委託費を違法・不当に流用したことを知りながら、返還請求をすることを怠っている。

よって、知事に対して、文化財団に292万9,643円の返還請求をするよう勧告を求める。

(2) 請求の理由（原文登載）

県から文化財団へ支出された委託費の一部を目的外に流用して、文化財センターが平成20年4月21日に292万9,643円を解雇予告手当金として支出した。県から文化財団へ支出された委託費には解雇予告手当金は含まれておらず、県と文化財団との委託契約に違反している。

よって、この金額の支出は委託費の目的外に当たる違法、不当な不用の支出に当たり、文化財団は、県に損害を与えており、県は文化財団に返還をさせなければならない。

(3) 事実を証する書面

ア 平成20年4月2日、3日及び7日起案の文化財課ほかの回議書

イ 平成20年4月14日付け埋蔵文化財発掘調査委託契約解

除契約書（案）

- ウ 平成20年4月15日付け不認定通知書及び是正勧告書
- エ 平成20年4月17日起案の支出伺（解雇予告手当金）
- オ 平成20年5月15日起案の文化財課の回議書
- カ 平成20年5月23日付け契約解除通知及び解除契約書
- キ 文化財センターの管理運営費の支出内訳
- ク 平成20年1月21日起案の文化財センター管理運営に関する年度協定書の一部変更協定について（伺）ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成21年1月26日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

- (1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年2月10日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- (2) 執行機関である文化環境部文化・国際課（以下「文化・国際課」という。）に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。

- (1) 文化財団が解雇予告手当金の支払に充てるため、県から支出された委託料を不正に流用し、県に損害を与えているか否か。
- (2) 損害を与えているならば、県が損害賠償請求権の行使を怠っていることが違法・不当であるか否か。

3 監査対象機関

文化財団と協定等を締結している次の機関を監査対象機関とした。

- (1) 文化財センター以外の指定管理代行業務（以下「管理代行業務」という。）の協定等を締結している文化・国際課
- (2) 文化財センターの管理代行業務の協定の締結及び埋蔵文化財発掘調査委託契約（以下「発掘調査委託契約」という。）を締結している教育委員会文化財課（以下「文化財課」という。）

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。
以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 文化財団の解雇予告手当金の支出について

ア 経緯

(ア) 今回、文化財団が解雇予告手当金を支払う原因となった事業は、国土交通省が実施する高知南国道路、南国安芸道路及び高知西バイパス建設等の工事に先立つ記録保存のための埋蔵文化財発掘調査が主なものである。

この発掘調査は継続事業であり、国の事業を県が受託して毎年実施している。平成20年度は、同年4月1日付けで県と文化財団が発掘調査委託契約を締結している。

(イ) 文化財センターは、上記事業に係る雇用予定の整理作業員等に対し、平成20年4月1日付けの雇入通知書により雇用通知している。

(ウ) しかし、国の道路特定財源の暫定税率が失効したことにより、同年4月1日に国と県との間で発掘調査委託契約を締結できないことが判明した。

(エ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）では、本来なら30日前に雇用者に対し解雇の予告をすべきであった。

しかし、作業員等の雇用保険による収入確保を早急に図る必要があったため、平成20年4月2日付けで解雇している。

(オ) その後も発掘調査事業の実施の見通しが立たないため、労働基準法に基づき解雇予告手当金を平成20年4月21日に支払っている。

イ 本件支出の会計処理について

文化財団の会計は、一般会計、指定管理者会計、埋蔵文化財発掘調査会計（以下「発掘調査会計」という。）及び事業会計の4会計で経理されている。

解雇予告手当金に関する一連の会計書類を確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 解雇予告手当金の支払に充てるため、平成20年4月17日に一般会計の事業安定特定資産から313万2,000円を取り崩して、発掘調査会計へ繰り出した。

(イ) 平成20年4月21日に発掘調査会計の退職金支出か

ら解雇予告手当金を支出した。

(ウ) 主な会計処理は次のとおりである。

年月日	内 容
平成20年 4月16日	発掘調査会計に退職金支払のために退職金支出の科目を設定した。
平成20年 4月17日	一般会計の事業安定特定資産の一部313万2,000円を取り崩し、一般会計の事業安定特定資産取崩収入とした。
	一般会計から同額を繰り出し、発掘調査会計へ繰り入れた。
平成20年 4月21日	解雇予告手当金等を整理作業員等に支払った。 退職金支出 2,929,643円 賃金支出 201,195円

ウ 事業安定特定資産について

(ア) 事業安定特定資産は、安定した経営を行うために基本財産の運用益や他会計の剰余金を原資として、平成2年度から積み立てられているものであると文化財団は説明している。

平成19年度の文化財団の決算書では、年度末の残高は1億289万377円となっている。

文化財団の資料によれば、積立て原資は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
平成18年度までの基本財産等の運用益	25,400,208
平成18年度までの自主財源の決算剰余金	2,569,703
平成8年度の県民文化ホール事業安定金の引継	4,662,028
事業会計からの繰入金	1,309,000
事業会計で実施した自主事業への対応	1,000,000
平成18年度の埋蔵文化財発掘調査(管理諸経費収支差益)	2,508,769
平成18年度の指定管理事業会計剰余金 ^(注)	67,440,669
合 計	102,890,377

(注) 平成18年度指定管理者会計から一般会計への繰出金2,500万円と、平成18年度指定管理者会計の当期収支差額4,244万669円の合計

(イ) 当該資産の積立て原資である基本財産の運用益は、文化財団が所有している国債及び預金の受取利息である。

また、他会計の剰余金は、県から文化財団に支出された指定管理代行料（以下「管理代行料」という。）の剰余金等である。

なお、文化財センター及び高知県立県民文化ホール（以下「文化ホール」という。）を除く管理代行料の剰余金については、原則として、精算による返還を要するものではないことが、県と文化財団との年度協定書及び仕様書に定められている。

(2) 文化財センターに係る県の支出について

ア 文化財センターに係る管理代行料及び埋蔵文化財発掘調査委託料（以下「発掘調査委託料」という。）は、県から文化財団に対し支出されている。文化財団の決算書によると、管理代行料は指定管理者会計で管理されている。その内容は、文化財センターの施設の運営管理に要する費用である。

また、発掘調査委託料は、平成18年度までは文化財団の一般会計の中で管理していたが、平成19年度からは発掘調査会計を新設し管理している。発掘調査委託料の内容は、国等からの受託事業である発掘調査事業に要する費用である。

なお、管理代行料及び発掘調査委託料の平成18年度から平成20年度までの内訳は次のとおりである。

(単位：円)

契約内容	平成18年度 (実績額)	平成19年度 (実績額)	平成20年度 (契約額)
管理代行料	68,600,405	60,397,193	63,081,000
発掘調査委託料	539,266,900	557,550,455	557,961,145
計	607,867,305	617,947,648	621,042,145

イ 解雇予告手当金との関連について

(ア) 文化財センターの管理代行料は、基本協定書第16条第2項により、年度ごとに精算することになっている。一方、発掘調査委託料も、契約書により、「委託業務に要した経費の実支出額と契約書に定める委託料の額のいずれか少ない額とする。」と規定され、年度ごとに精算するようになっている。

しかし、文化財団の決算書によれば、埋蔵文化財発掘調査事業の収支差額が平成18年度末に250万8,769円発生している。また、平成19年度末には150万4,486円発生しているが、現時点では他会計に繰り出されることなく発掘調査会計の次期繰越収支差額となっている。

(イ) この収支差額について、文化財団は次のように説明している。

a この収支差額は、一般会計の発掘調査事業に係る受託収入から発掘調査事業に要した費用を差し引いたものである。

b 収支差額は、発掘調査事業の実績報告の管理諸経費に含めて報告している。

c 管理諸経費は、発掘調査事業分として負担すべき共通経費などに充てられるものである。

d 管理諸経費として直接経費の5パーセント以内の額が認められているもので、県教育委員会埋蔵文化財ハンドブックにも掲載されている。

(ウ) また、文化財課は、収支差額について次のとおり説明している。

a 管理諸経費は、直接経費に対し一定比率で計上され、直接経費以外の事務的経費として執行されている。

b 管理諸経費は、文化財団の発掘調査会計の処理上、当該年度の必要経費の支払いに充てるとともに、退職引当金等と同様に他会計に支出するものも含むと解釈している。

c これらの経費も管理諸経費として精算完了し、国も認めているところであるので、契約書における委託業務に要した経費の実支出額には、上記経費も含んでいるものと解しており、収支差額を県に返還する必要はないと認識している。

(3) 文化財団に対するその他の県の支出について

ア 文化財団は文化財センターのほかに、次の5施設の管理代行業務を行っている。

(ア) 高知県立美術館（以下「美術館」という。）

(イ) 高知県立歴史民族資料館（以下「歴民館」という。）

(ウ) 高知県立坂本龍馬記念館（以下「龍馬記念館」という。）

(エ) 高知県立文学館（以下「文学館」という。）

(オ) 文化ホール

管理代行業務の協定書及び仕様書によると、管理代行に伴う利用料金を文化財団の収入として収受できるとしている。

また、管理代行料について、管理に必要な費用に過不足が生じた場合、文化ホール以外の管理代行料については県に対し返還する必要もなく、県からの補填も行わないことを規定している。

なお、平成18年度から平成20年度までの管理代行料及び委託料の内訳は次のとおりである。

(単位:円)

契約内容		平成18年度 (実績額)	平成19年度 (実績額)	平成20年度 (契約額)
管理 代 行 料	美術館	321,250,123	314,134,206	325,790,000
	歴民館	165,335,941	159,371,989	158,579,000
	龍馬記念館	54,288,311	53,708,997	52,710,000
	文学館	128,219,891	126,469,314	127,046,000
	文化ホール	98,149,482	117,243,057	113,317,000
芸術祭開催委託 ^(注)		6,025,000	6,020,000	6,015,000
計		773,268,748	776,947,563	783,457,000

(注)アウトソーシング推進関連芸術祭開催事務委託契約(以下「芸術祭開催事務委託」という。)

イ 解雇予告手当金との関連について

文化財団が管理を行っている美術館、歴民館、龍馬記念館、文学館及び文化ホールが、管理代行業務で得た利用料金等は、(3)のアのように文化財団の収入となることが協定書及び仕様書で規定されている。

この管理代行業務により発生した剰余金は、事業安定特定資産に積み立てており、この一部を取り崩して解雇予告手当金が支払われたことは、1-(1)のイのとおりである。

また、芸術祭開催事務委託は、契約した業務の内容に変更がない限り契約額に変更が生じることはなく、業務完了後、県に対し「業務完了報告書」を提出し検査を受けることにより契約完了になる。

したがって、この委託契約においては剰余金は発生していない。

2 監査委員の判断

請求人は、文化財団が解雇予告手当金の支払に充てるため、県から支出された委託費を不正に流用していると主張しているので、このことについて判断する。

(1) 解雇予告手当金の財源について

1 - (1)のイのとおり、文化財団は解雇予告手当金の支払に充てるため、一般会計の事業安定特定資産を取り崩して、発掘調査会計に繰り入れている。

ところで、この事業安定特定資産は、同ウのとおり基本財産の運用益や管理代行料等の剰余金はその原資であるが、剰余金は協定書及び仕様書によって県に返還する義務を負わないものである。

したがって、事業安定特定資産を取り崩して解雇予告手当金を支払ったことは、県の委託料を流用したことには当たらない。

(2) 県の委託料との関係について

県から文化財団に支出している文化財センターに関する委託料は、管理代行料及び発掘調査委託料であり、それぞれ指定管理者会計、発掘調査会計(平成18年度までは一般会計)で経理されている。

この管理代行料及び発掘調査委託料は、いずれも年度ごとに精算することになっている。したがって本来ならば剰余金は発生しないはずである。ところが、1 - (2) - イの(ア)のとおり発掘調査事業について、平成18年度に250万8,769円、平成19年度決算においても150万4,486円の収支差額が発生している。収支差額が発生した理由は、発掘調査委託契約の精算額と発掘調査事業会計の支出額に差が生じているためである。

委託契約書において、委託料の確定額は「委託料と実支出額を比較していずれか少ない額」と規定されていることからすれば、差額が発生することは疑問のあるところである。

しかし、発掘調査委託事業の実支出額の中に、発掘調査会計において支出されていない退職給与引当金などの経費が含まれるとしており、収支差額については、1 - (2) - イの(ウ)のとおり文化財課は返還を要しないと説明している。

このことからすれば、「実支出額」とした契約書の規定から収支差額が発生すること、また、その額を県に返還しなかったことについて文化財団に非はないと考えられる。

したがって、収支差額が発生していることをもって、文化財団が発掘調査委託料を不正に流用しているとは言えず、県に損害を与えているとは認められない。

また、美術館、歴民館、龍馬記念館及び文学館の管理代行料に係る剰余金は、1 - (3)のイにあるように事業安定特定資産に積み立てられているが、2の(1)で述べたようにこれは県に返還する必要のない文化財団の自主財源である。

したがって、県から支出された委託料を不正に流用して解雇予告手当金を支出した事実は認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第4 意見

発掘調査事業契約書において、委託料の精算額は、「委託業務に要した経費の実支出額と契約書に定める委託料の額のいずれか少ない額とする。」と規定されている。

しかしながら、契約書における実支出額には、実際には支出されていないものが含まれている。

文化財課は、発掘調査会計で直接支出されていない経費を実支出額に含めることは国も認めているとしているが、そうであるとしても、「実支出額」という契約書の規定と整合性を欠いていると言わざるを得ない。

よって、契約書の内容を見直すなど契約事務の適正な執行に努められたい。